

令和6年度地域安全マップづくり向上支援事業 地域安全マップづくり出前授業（防犯） 実施要領

1 目的

県では、「岡山県犯罪のない安全・安心まちづくり条例」に基づく児童等の安全確保に関する取組として、子どもが自ら危険を予測し、危険を回避する能力の育成を図る「地域安全マップづくり」を推進しており、小学校等の安全教育活動等で「地域安全マップづくり」の実施が進められるよう、県から講師を派遣し、教職員、地域ボランティア及び児童等に対して、指導支援を図るものである。

2 派遣対象

- ・ 県内の小学校及び義務教育学校とする。
- ・ 派遣期間は、令和6年5月から令和7年1月までとする。

3 業務内容

防犯に係る地域安全マップづくりに関わる教職員、地域ボランティア及び児童への指導（地域安全マップの座学及びまちあるきの方法）とする。

4 経費負担等

教職員及び地域ボランティアへの指導に係る経費は、県が負担するが、児童が活動するために必要な器具、事務用品等は、実施校において準備する。

5 申込方法

申込は、次に定める手続による。

（1）申込み

講師の派遣を希望する学校は、別紙申込書を岡山県くらし安全安心課（担当：梶谷）あてに令和6年5月31日（金）までに送付すること。

- ・ 締切後であっても、応募状況により申し込むことができる。その際は、事前に応募の可否について、くらし安全安心課に確認をすること。
- ・ 送付先【FAX】086-225-9151
【E-mail】ayaka_kajitani@pref.okayama.lg.jp

（2）派遣の決定

- ・ 提出された申込書の内容について、県くらし安全安心課長が要領の定めに適すると認めた場合、後日担当が申請者に連絡する。
- ・ 募集が多くなった場合、新規実施校を優先する。
- ・ 年間の実施校は、15校程度とする。

6 その他

- ・ この要領の実施について、必要な事項を別に定めることができる。
- ・ 地域安全マップづくりは、児童4～6名につきグループリーダー（引率者）を1名必要とする。
- ・ 学校は、児童数に応じてグループリーダーを募り、打合せを行うこと。グループリーダーは地域ボランティアを活用してもよい。